

新型コロナウイルス感染症緊急特別融資制度の延長についてのご案内

新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響が長期化する中、引き続き、事業資金の融資を受けた場合における融資利子及び信用保証料を全額補給し、中小企業等の経営安定を図ります。

制度の概要	新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に影響を受けている中小企業者の経営安定を図るため、町が指定する金融機関等から事業資金の融資を受けた場合における融資利子及び信用保証料を全額補給します。
支援対象者	新型コロナウイルス感染症の流行により、直接的又は間接的な影響を受けた町内の中小企業者等であって、直近1箇月間の売上高が前年又は前々年同期比で10%以上減少している事業者。
支援対象内容	① 金融機関等から事業資金(運転資金)の融資を受けた場合における融資利子の全額補給 ② 北海道信用保証協会信用保証料の全額補給 ※借り換えは不可。
適用期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの融資実行分
資金使途	運転資金
融資限度額	1事業者あたり500万円 ※既に同制度を利用している事業者については、限度額までの追加融資が可能
融資期間	7年以内(うち据置期間を1年以内で設定可能)
取扱金融機関	町が指定する金融機関
申込相談口	鷹栖町商工会 電話:0166-87-2210